

プレーカー等貸出要領

(目的)

第1条

本件はプレーカー等管理規程における登録団体への貸出しについて定めたものである。

(登録要件)

第2条

管理責任者は以下の項目に適合する団体について、プレーカー等の使用の登録を許可することができる。なお、登録後に以下の項目に反することが確認された場合、管理責任者はその登録を取り消すことができる。

- (1) 主たる活動場所が入間市内である遊びを通じた活動を行う市民団体であること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、営利を目的とした活動、法令・公序良俗に反した活動をしないこと
- (3) 管理責任者の定めるとおりプレーカー等を使用すること

(登録方法)

第3条

登録をしようとする団体は、プレーカー等登録申込書(様式)により、管理責任者に申請し、許可を受けなければならない。

(プレーカー等の使用)

第4条

- 1 プレーカー等の利用登録をした団体は、プレーカー等の使用の予約をすることができる。
- 2 前項の使用の予約は、4月から9月の前期分は3月1日から、10月から3月の後期分は9月1日からできるものとする。
- 3 使用期間は1週間以内とする。

(使用手続)

第5条

- 1 プレーカー等を利用する団体は、プレーカー等利用申込書を提出しなければならない。
- 2 登録団体のプレーカー等使用料は無料とする。ただし、燃料代は別に定めるとおり管理責任者に支払うものとする。

(保守・点検・修理)

第6条

登録団体がプレーカー等を破損、汚損した場合は、当該登録団体が修理、修復を行うこととする。ただし、修理、修復が困難な場合は実費で弁償すること。

なお、車両保険を適用する場合、免責金額を負担する。車両保険の適用については、修理金額に基づき管理責任者が決定する。

(車両及び鍵の保管)

第7条

プレーカー等は常に定める位置に保管すること。ただし、登録団体が使用している期間中は、この限りではなく、盗難や損傷を受けないように安全な場所に保管すること。

附則

この要領は令和4年3月1日から施行する。